

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(4-13)

2. 日時

令和3年4月26日(月) 13時30分～15時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、田邊専門職、吉村技術  
参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席専門検査官、清水専門職

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他12名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認(4回目補正) コメント対応、5回目補正への対応整理表(R3/4/26)

| 時間      | 自動文字起こし結果   |
|---------|---|
| 0:00:02 | それでは時間になりましたので原子燃料工業株式会社熊取事業所の第4次設工認申請書の面談を開始しますので本日の面談は、         |
| 0:00:18 | 令和2年8月27日付の熊原第20-022号をもって申請があった原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の変更に関する設計及び工事の |
| 0:00:35 | 計画、これは4次申請になりますが、それについてですね令和3年4月20日付の熊原第21-012号の補正申請書第5回。         |
| 0:00:50 | 補正、それからこれまでの面談で連絡した事実確認事項の回答資料応答をもとにですね、事実確認を行います。                |
| 0:01:03 | それでは、最初にですね、  |
| 0:01:11 | 我々のほうから事実確認事項をお伝えしますので、   |
| 0:01:18 | 確認の方をお願いします。  |
| 0:01:27 | 原子力規制庁の吉村です。  |
| 0:01:31 | 私のほうから最初にですね4点ほどちょっと確認事項をお伝えしたいと思います。                             |
| 0:01:40 | いずれも後日書面で回答をいただければと思いますが、   |
| 0:01:47 | 必要な部分、もし修正が必要なものがあれば、   |
| 0:01:52 | 次回の資料提出時に修正を検討していただければと思います。                                      |
| 0:01:58 | まず第1点目です。   |
| 0:02:03 | これは今回いただきたいいわゆる第5回の補正の対応を整理表、                                     |
| 0:02:10 | 前回の質問に対しての更問です。   |
| 0:02:16 | 番号で言いますと  |
| 0:02:20 | この資料の10-19番。  |
| 0:02:23 | 9ページ目の10-19番。   |
| 0:02:25 | のその他許可に関する前回私の質問及びそれに対する回答の内容ですが、その中で                             |
| 0:02:37 | 今回第5廃棄物貯蔵棟のドラム缶の  |
| 0:02:42 | F3竜巻対応に関して、   |
| 0:02:47 | 床固定は行わないとする今回の修正を   |
| 0:02:53 | 行ってます。  |
| 0:02:56 | これ  |
| 0:02:58 | この条件は前回コメントした通り、  |
| 0:03:02 | 空力パラメーターが規定値以下であるということが参考資料のほうでも条件等、                              |

|         |   |
|---------|---|
| 0:03:10 | なってますので、一緒の条件というわけではありませんので、受け入れる、この場合の受け入れるドラム缶の               |
| 0:03:19 | 当然重量に制限、この場合おそらく下限値になると思いますけど、あるはずだと思いますのでこれについて説明をお願いします。      |
| 0:03:31 | そして   |
| 0:03:33 | 具体的な対応としては実際の作業中、作業での対応があるかと思いますが、                              |
| 0:03:39 | この設計への反映として必要な記載事項について、   |
| 0:03:44 | この条件に関して検討をお願いしたいと思います。   |
| 0:03:50 | これ第1点目です。続けてお伝えいたします。   |
| 0:03:56 | 第2点目は、  |
| 0:04:00 | これは添付書類1、   |
| 0:04:05 | のいわゆる許可との対応説明表説明書というのが各設備に                                      |
| 0:04:12 | 対して一覧表でつ付けていただいています。  |
| 0:04:15 | この中で具体的に言うと799ページ以降に添付1表1という形で、                                 |
| 0:04:26 | 対応をつけていただいていますので、   |
| 0:04:29 | 第7条の地震で   |
| 0:04:35 | いくつかの項目ありますが、7-11という項目、許可での7条11に対応するへの対応がありますこれはの設備機器の波及的影響に関する |
| 0:04:47 | 各設備機器への記載内容なんですけど、この記載している記載方針について説明を                           |
| 0:04:55 | お願いしたいと思います。  |
| 0:04:57 | 具体的にどういうことかっていうと、   |
| 0:05:00 | 今提出いただいている表を一応確認しましたが、この7-11に対しては1Gの機器すべてにこれが、                  |
| 0:05:09 | 記載されてます。  |
| 0:05:11 | これは波及的影響ですので、上位を対象とするか下位を対象とするかという考え方もあるかと思いますが、本来は、            |
| 0:05:22 | この今回の申請で波及的影響を考慮すべき機器がどれで、                                      |
| 0:05:29 | それに対して7-11というものが、   |
| 0:05:32 | 対象対応するという記載になると思います。  |
| 0:05:39 | またこれは考え方の問題があるので、もし   |
| 0:05:43 | 上位の逆に言うと、上位側の設備機器を意図するのであれば、                                    |
| 0:05:49 | 今、周囲の機器すべてに記載していますが、その趣旨であれば当然2類の機器も入ってくるので。                    |

|         |  |
|---------|--|
| 0:05:56 | ちょっと記載のない意図がわかりませんので、その辺検討の説明をいたしていただきたいと思います。                                 |
| 0:06:07 | 3点目です。3点目は、これはちょっと耐震の問題から外れますが、  |
| 0:06:14 | 添付書類に技術基準への適合という   |
| 0:06:19 | これも一覧表になってます。  |
| 0:06:22 | その中の967ページですがこれペレットを編成挿入機器波板、  |
| 0:06:30 | 移載部。   |
| 0:06:31 | というその6.1-F1に対応する部分、これが二重丸になってますので、   |
| 0:06:41 | 二重丸になってるっていうのは何もし、工事が伴わないということですがこれロボットの交換をするのではないかと思いますので、                    |
| 0:06:50 | その場合工事が伴うと思いますのでもう一度再確認していただければと思います。  |
| 0:06:56 | それから4点目です。   |
| 0:06:58 | 4点目はこれは  |
| 0:07:00 | 仕様表ですね、仕様表の別表どこというか全般に   |
| 0:07:07 | 関わる部分で、これちょっと以前確認を   |
| 0:07:12 | がされてるかもしれませんがもう一度再確認という意味で   |
| 0:07:17 | 説明をお願いしたいと思います。具体的な内容としては、   |
| 0:07:22 | アンカーボルトの主要材料について、  |
| 0:07:29 | ちょっと標準的な材料ですが、これに対して、  |
| 0:07:32 | 米印で、この材料以上の強度を有する材料との  |
| 0:07:38 | 注記がありますが、この  |
| 0:07:42 | これ以上の強度を有する材料等の注記をどのような意図でこれを記載しているのか。   |
| 0:07:49 | また、もしこの注記がないですか、ほかの材料についてはすべてこの材料の材料の規格に準拠しているというふうに                           |
| 0:08:02 | 解釈をするのか、合わせて、この  |
| 0:08:07 | 米印の記載したい意図について説明をお願いしたいと思います。  |
| 0:08:14 | 私の方から以上の4点です。  |
| 0:08:18 | 後日回収書面で回答していただきたいと思いますが、もしここで、   |
| 0:08:23 | 質問の内容でわからないことがあれば確認してください。   |
| 0:08:29 | 原子燃料工業の藤原でございます。まず一つ目のコメントの件でございますが、この第5廃棄物貯蔵棟においてはですね、ここで二段済みで置いていくこととなりますけど。 |

|         |   |
|---------|---|
| 0:08:45 | 空力パラメーター求めるときですね、この積み方っていいですか。連結の仕方で、ここの重量が変わってきますので、例えばこのスペースですれ置き方っていうのは、15 通りぐらい出てくるわけなんですけどここでですね、最低重量というのは変わってくるわけなんです。                                  |
| 0:09:02 | ただそれをございまして受けそもそもんでいきますと、これ置き方というのはですね設工認の会議基本方針書にですね、書いておりますけど。  |
| 0:09:13 | ここのその空力パラメータについてもですね仕様書の中には書いてます。ただあとそれぞれのパターンでっていうのはもうソフトの範囲だと思っておりますので、添付の 2 のものもですね 1143 ページ中にはですね保安規定で定めるといような記載をしておりますので、                                |
| 0:09:31 | 我々は設工認では今の記載。   |
| 0:09:35 | までと考えております。   |
| 0:09:41 | 規制庁の吉村です。当然今後の保安規定とか、いわゆる実際の作業場同規定もあるかと思っておりますので、   |
| 0:09:51 | 一応趣旨はお聞きしましたので、今あのご検討の上書面で回答していただきたいと思っております。   |
| 0:10:01 | はい、承知しました。はい。   |
| 0:10:30 | はい。二つ目の質問ですけれども、波及的影響に関するところ、これは弊社の整理としては、波及的影響受ける側、  |
| 0:10:40 | 今上位側のところに   |
| 0:10:43 | この番号をつけるという形で整理しております。ただ一方でご指摘いただいた通りですね、そうすると第 2 類も対象になるのがあるところございますので、こちらについてはちょっと書き方について、不整合があるところがございます。ただ耐震計算書とか、そちらのほうでは 2 類に対する 3 類の影響ということも評価をしております。 |
| 0:11:02 | あと三番目のコメントのロボットの改造のところですが、こちらロボットの改造自体は老朽化に伴うもので、耐震補強ではないので工事のところは二重丸という形で記載しております、その整理の仕方をどう考えるかというところで、   |
| 0:11:19 | なかなか明確な判定が難しいところあるんですけども、現在の整理としては、耐震補強ではないということで二重丸という形で整理しております。以上でございます。   |
| 0:11:51 | 原燃工のオノでございます、あと最後のアンカーボルトの件につきましては、一次設工認のときに、すでにこういう形で記載ということで相談させていただいているものでございますが、そのときの経営も含めて書面で回答させていただきます。以上です。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:12:08 | 規制庁の吉村です。   |
| 0:12:12 | 後日書面で回答いただければと思います。   |
| 0:12:17 | よろしくお願いします。   |
| 0:12:23 | 原燃工のオノでございます、承知いたしました。  |
| 0:12:33 | はい。規制庁田辺でございます。そうしましたら田辺から1点、脱ガス設備ナンバーワンとですね燃料棒トレイについて確認させていただきたいと思えます。燃料棒トレイについては以前の面談でもですね補正申請の方で修正するように最初の   |
| 0:12:53 | 申請対象一覧の中に入れるようにというふうコメントさせていただいており、おりましたが、こちらの脱ガス設備No.1のですね燃料棒トレイについて、まず1ですね、こちらでまず使用する場所についてはもともとこの附属の元である経つが数 |
| 0:13:13 | 設備ナンバーワンの真空加熱炉部ですね運搬台車だけっていう理解でよろしいでしょうか特段ほかで使うところありませんよねっていう事実確認でございます。  |
| 0:13:25 | さらにですね、使用表のところだとこれ員数は20個というふうにしてございますがこれは予備を含めて20個っていう理解でよろしいでしょうか。   |
| 0:13:37 | 仕様表でですね年目真空加熱炉部の最大取扱量が15個だけという記載をしておりますので、この20個っていうのは、そういった予備を含めて20個であるっていうそういう整理でよいでしょうかという確認でございます。           |
| 0:13:54 | の事実確認になりますので後日書面で回答していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。   |
| 0:14:03 | 原燃工のオノでございます。承知いたしました。後日書面で回答させていただきます。   |
| 0:14:15 | 原子力規制庁ナガイです。すいません書面で書いていただくんですけど、今の件で、  |
| 0:14:21 | 実際に燃料棒取れて幾つあるんでしょうか。どのくらいこの、この通りの理解でよろしいんでしょうかそこだけちょっと。   |
| 0:14:32 | 今帰っていただけますでしょうか。  |
| 0:14:37 | 原燃工のオノでございます。燃料棒トレイの個数でございますが、申請書記載の通り20個ございまして、五つは予備ということでございます。   |
| 0:14:47 | あと使う場所でございますが、これ挙げられてます二つの設備以外にですね、申請数でいきますと394ページの燃料棒トレイ置き台。   |
| 0:15:00 | もう一つ、   |
| 0:15:01 | 新設425ページの燃料棒トレイ移載部、こちらのほうでも燃料棒トレイ使用いたします。その点につきましてはこの仕様表のその他の性能のところ燃料部  |

|         |   |
|---------|---|
|         | トレイと記載してございまして、どの設備でこのトレイを使うかというところは明記してございます。以上でございます。                               |
| 0:15:20 | 原子力規制庁永井ですありがとうございます。その旨一応文書で回答いただくようにお願いします。   |
| 0:15:27 | それでは引き続きまして、  |
| 0:15:32 | 今回、回答いただいた点ですね第4回、ごめんなさい、第5回補正、   |
| 0:15:38 | 過小なんですけど、10-14ですので、これは第5回という第4回補正のときの、ちょっと申請書の  |
| 0:15:51 | 作り込みがですね、よくわからなかったんですけど、要はここで10-14のところですね、100もともと第4回補正の107ページの図は2-1。                  |
| 0:16:04 | の図面が全体にわたって変更になってるんですけど、何を变えたのかっていうのを見て理解ができなかったんですけど。                                |
| 0:16:18 | これはどういう変更だったかっていう確認だけですが、あと、  |
| 0:16:25 | 書面でですね回答のほうをお願いします。今回答見ててもう一度見直したら、   |
| 0:16:32 | この色が変わって中身が変わったっていう色が変わっただけということであれば今の回答のまま、またあの、回答していただければいいと思いますが内容的に何か変わっているのであれば、 |
| 0:16:47 | 追加の説明をお願いします。   |
| 0:16:50 | それからもう一つですね、この資料についてですけども、  |
| 0:16:55 | 10-10号になりますけど、これの回答のですね。  |
| 0:17:02 | 出ています。  |
| 0:17:12 | 146、147、150ページの図になりますけれども、  |
| 0:17:28 | この中でですね、色を使って識別をしているんですけど、  |
| 0:17:34 | 赤い146ページの図ハ2-1-1-18、  |
| 0:17:42 | で、赤色が   |
| 0:17:45 | 防護対策の主目的としてこれた通外部衝撃のこれは爆発の図面ですけども、  |
| 0:17:55 | 赤色が防護対策の主目的で、それから橙色が二次的な防護対策となる部位を  |
| 0:18:04 | 示していて、  |
| 0:18:07 | いるということで、注記がいろいろ追加になって色使いも増えてきたんですけど、そういう   |
| 0:18:16 | 理解でよろしいかということですね。で、この場合ですね、主目的となる図面に、   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:18:24 | 赤線ですね、漏れなく記載があるはずなんですが、146 ページと 147 ページの                                      |
| 0:18:35 | 図ですね。   |
| 0:18:37 | 図が外部衝撃の爆発がだいたい色になっている。  |
| 0:18:44 | どういう。   |
| 0:18:46 | ふうに理解すればいいのかつうの色の使い方ですね、この考え方をちょっと説明をしていただきたいと思います。                           |
| 0:18:55 | それから、   |
| 0:18:57 | 同じくですね、これはあの南側防壁ですけど、図は、  |
| 0:19:04 | 2-1-11、これ 139 ページ。  |
| 0:19:09 | を見ているんですけど、これはですね、外部衝撃の竜巻について説明した図なんですが、南側の大型搬入口扉の                            |
| 0:19:24 | その防護増し打ち壁。  |
| 0:19:28 | の   |
| 0:19:31 | 竜巻によるですね損傷防止、   |
| 0:19:35 | の機能を、がですね。だからこの大体色になっていて、   |
| 0:19:40 | 記載がないんですが、これは   |
| 0:19:44 | この竜巻起因による損傷防止の図面としてその個々に期待する安全機能があるんであればですね。                                  |
| 0:19:53 | 記載が必要ではないかと思うんですが、そこも、  |
| 0:19:57 | 含めてですね、ちょっとどういう考え方で、  |
| 0:20:01 | この図面を変えているのか。   |
| 0:20:03 | 安全機能毎に図面があるんですけども、それぞれの対図のタイトルと記載している内容がですね、いろいろ錯綜していて、以上 2 わかりづらい図になっていてですね。 |
| 0:20:19 | どういうふうに整理して記載しているのかということ。   |
| 0:20:24 | 説明をするようにしてください。   |
| 0:20:28 | それですね。  |
| 0:20:30 | そういうものもあってですね、ちょっと全体を通してなんですが、この求められる安全機能ごとに                                  |
| 0:20:40 | 安全機能つきといいますかね。  |
| 0:20:44 | それぞれの外壁を丁寧に記載しているんですが、その図面のほう対象部をそれぞれのその安全機能の図に一時とか 2 次と区別しないで記載する方法もある。      |



|         |   |
|---------|---|
| 0:21:00 | じゃないかとは考えてるんですけど、そういうのもどのように整理しているのかってということですね。   |
| 0:21:06 | を説明するようにしてください。   |
| 0:21:09 | 一時分けて記載していけないってこと全くわからないんですが、各図面にですね。大詰めのタイトルと関係ない情報を記載し始めると不整合とか、その間違いが発生する原因になりますので、                          |
| 0:21:25 | また一貫性のない構成となっているので、申請書の審査時ですね、その度の詰めをどういうふうに確認すればいいのかとかですね位置とか構造を新設するのに非常に多大な時間を                                |
| 0:21:42 | 要していますので、そういうことですね、位置とか構造強度をどのように整理して、その申請書を作成しているのか、もう一度ですね、説明するようにしてください。                                     |
| 0:21:57 | 今回 2 次機能までいろいろ追加してきているので余計複雑な状況になっておりますので、ちょっと考え方を最初に説明していただければ、再確認はこちらでもしますので、                                 |
| 0:22:13 | もちろん皆さんの方でもするんですけども、  |
| 0:22:21 | 原燃エワラタニでございますただいまのご質問ちょっと簡単にですけども御説明させていただきたいんですけども、  |
| 0:22:28 | まず一つ目の図がごっそりというお話ですけども、壁の範囲がここからここまでですという日は引き出し線のようなものがございまして、凡例を見るとその壁範囲を示す青ですっていうふうに書いてあるんですけども、              |
| 0:22:43 | 実際ですね印刷したときに、黒く見えてしまっていたために、単にその引き出し線をこれから明確に会うとわかるように差し替え永井さんの御指摘ですけども、  |
| 0:22:59 | 基本ですね、1 次 2 次といいますかこの対策はそもそも何の事象のための対策というのは仕様表の変更の概要  |
| 0:23:09 | そこにですね竜巻対策のために何をやる火災対策のために何をやるっていうふうに書いてございますので一応私たちの中では、それが第 1 目的だということで、それを一次性能といいますから一次安全機能のような取り扱いとしてございます。 |
| 0:23:26 | あとですね。ただご指摘ありましたように 146 ページの図なんかですと、そもそも外部爆発のために、南面を周知しますということが変更の内容が書かれておりますけれども、竜巻対策のために設置した南側の防壁             |
| 0:23:42 | これも実はその爆発にも寄与すると、2 次的な安全機能を持つと。   |
| 0:23:47 | ということで、外部爆発のところにも、竜巻の対策で設置した防護壁お聞きをしますということで、書いてございます。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:23:57 | これは竜巻のところで赤い線で防護壁を塗っておりましたので、そのまま色を踏襲して外部爆発のところにも同じように持ってきて凡例のところにはですね、これは竜巻対策で設置したものではありませんけれども、当該爆発と共通で安全機能が見れますというふうに凡例を整備してございます。 |
| 0:24:18 | そういう意味ですね先ほどの大型搬入口の防護周知壁ですけども、こちらですね、そもそも外部爆発のために設置する壁なんですけれども、こちらがですね、あの竜巻にも寄与するというので、   |
| 0:24:36 | 139 ページですか。   |
| 0:24:39 | この竜巻の事象のところに外部爆発用のオレンジの色をそのまま持ってきて、そもそも外部爆発のために設置した防護壁ですけども、飛来物に対しても、安全機能を発揮しますと、   |
| 0:24:54 | いうふうな整理になっております。以上でございます。   |
| 0:24:58 | はい、原子力規制庁ナガイです。今の御説明で一つ理解が進んだのは、要するにオレンジ色っていうかね、オレンジ色は外部爆発でが主目的で、赤色が竜巻が、  |
| 0:25:15 | 主目的だという   |
| 0:25:19 | ことなんでしょうか。  |
| 0:25:21 | だからそれは可決で一貫一貫しているというか、  |
| 0:25:26 | いう使い分けをしているということですか。  |
| 0:25:30 | 原子燃料工業ワラタニでございます。一応この事象ごとの各平面図はですねいろいろ統一しまして各事象ごとに色分けをしているという状況でございます。こちらですね、後程の後ろに出てきますの安全機能一覧の表、                                    |
| 0:25:46 | こういうのも、竜巻のところに二重丸がついてて、なおかつ外部カツミの寄与するものに関してはそういうふうに二重丸をつけてるということで、部一覧と、この図面を見れば整合が確認できるというような構成になってございます。以上でございます。                    |
| 0:26:01 | はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。だから、要は色で見ればいい、一次主目的がわかるということで、そうしたらですね、この 61-15 の、今日の面談資料の 1-15 のですね。   |
| 0:26:17 | 回答欄で、私のほうではその一次主目的が赤でどこの橙色が 2 次とかそういうふうに  |
| 0:26:27 | もう受け等たんですけど、もう色分けしてるのであれば、竜巻が何色で外部衝撃の爆発が何色で、もしくは火災もあれば火災は何色という色をですね明確にさせていただけると。  |
| 0:26:44 | その審査もスムーズに進むと思いますので、  |
| 0:26:47 | そのことをですね、説明をするようにしてください。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:26:54 | 名で壊れたようでございます承知いたしましたの解答欄にその前にきちっと記載させていただいて書面で伺いたいと思います。以上です。  |
| 0:27:06 | 原子力規制庁の永井です。そういう形ですね、いろんなところでいろんな色を使って、皆さんも工夫されてると思いますけど、そういう一貫した。                                    |
| 0:27:21 | 考え方の申請書になるようにですね、していただいてももちろん我々の審査もそうですけれども、この申請書は使用前事業者検査の判定基準となるものでもありますので、                         |
| 0:27:37 | 事業者の中の検査、関係者も理解できる構成や記載になってるかという観点からも再確認してですね、必要な場合には適切に補正をするようにしてください。                               |
| 0:27:49 | 今の点は以上になりますんで、後日書面で回答をお願いします。   |
| 0:27:57 | それからですねちょっと順序逆転するんですけど。   |
| 0:28:01 | 10-10の回答をですね、これの165ページの図は2-1-1-39、その他にもありますけれども、  |
| 0:28:13 | 今回その明示した火災区画の境界の改造箇所はその緑色で使ってるんですけど、この緑色はですね、その時価ごめんなさい、火災区域のですね。                                     |
| 0:28:34 | 壁面の貫通部も同じ色を使っていて、よく見れば多分ここは壁でここはダクトなんだろうなっていうのはわかるんですが、別の色で識別するように、                                   |
| 0:28:49 | してください。   |
| 0:28:51 | 前回の回答についての追加というか更問は以上になります。これについても対応を欲しいんですね、後述証明で確認して必要であれば、   |
| 0:29:05 | それから識別できるように補正をするようにしてください。   |
| 0:29:22 | 原子力工業ワラタニにでございます。壁の線とですねダクト貫通部載せてちょっと印刷の声もあるかもしれないですけど、細い緑と青や緑で一応識別ができるようにということで、色は分けてございます。以上でございます。 |
| 0:29:41 | はい、原子力規制庁の永井です。わかれば、最終的にはいいんでしょうけれども。   |
| 0:29:50 | もう少しコントラストというかですね医療の違い。   |
| 0:29:56 | わかるようにしていただければと思いますが数が多くなってくれば、壁の貫通部に横切るような   |
| 0:30:06 | やつが線とですね。   |
| 0:30:09 | それから壁そのものの上に乗っかってるということで、   |
| 0:30:14 | どうしても理解できないということではないんですけど、  |
| 0:30:18 | 申請書の作成段階でですねそういう色の違いというのは、もし使うのであれば、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:30:27 | コントラストっていうかですね、グラデーションっていうか来さただけでなくて、  |
| 0:30:32 | その違いでわかるような記載が、  |
| 0:30:36 | するように努めていただければと思います。   |
| 0:30:43 | 原子燃料工業ワラタニでございます。承知いたしました。   |
| 0:30:47 | はい、原子力規制庁の永井です。それではですね更問というか図面の設置、今回の第5回補正箇所をのを対応と説明以上になりますけど、この第5回補正の全体をですねもう一度確認して、                |
| 0:31:04 | 一定ですね、そもそもっていうか原点に戻るんですけど、図面がですね非常に多くて、今確認した例もそうなんですけど、複雑な構成になっていますので、                               |
| 0:31:21 | 図面番号のとり方なんですけれども、  |
| 0:31:28 | この図面番号にですね、ローマ数字とアラビア数字が組み合わさってたりですね番号が4桁5桁。   |
| 0:31:40 | で使ってるんですが、これの使い分けについても何かその位として使ってるのであれば、このこういう情報はここにあるとかですね、審査をする上で、今探し出すのに非常に時間がかかっているんで、           |
| 0:31:57 | まずそそう使い方についてですね、   |
| 0:32:02 | ルールを決めているのであれば説明をしていただきたいと思います。それから建物全体に関わる事項なんですけど、やっぱり審査を進める上で、これも何度もお伝えしてるんですが、建物全体の外観を見ようとしたときに、 |
| 0:32:19 | どこの図面に書いてあるのか正面図とは側面図ですね、これは全体の縦横高さ  |
| 0:32:26 | それから、各階の平面図であるとか主要構造物の材料するとどう整理しての仕方で記載しているのかっていうのは、もう一度ですね、事業者の考え方を整理してちょっと説明していただきたいと思います。         |
| 0:32:44 | その上で、建物各部の位置であるとか、その構造強度、それからそれらに求められる安全機能に係る設計について、   |
| 0:32:56 | 認可を受けようとする。その建物各部に求められる安全機能漏れなく抽出して、その結果が図面に記載されているかという点についてはもう一度再確認をして、                             |
| 0:33:11 | その確認結果を具体的に説明してください。   |
| 0:33:19 | 今日もですね、ちょっと代表例で1ヶ所、  |
| 0:33:24 | 不整合が確認されているんじゃないかと考えられる事項をお伝えしますけれども、そういう  |
| 0:33:32 | その箇所の代表例、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:33:36 | 確認させていただくときに、安全機能を各安全機能ですね、の設計の責任者であるとか承認権限者も含めて説明をするようにしてくださいで求められる安全機能としては、            |
| 0:33:53 | 臨界防止とか耐震設計それから外部衝撃による損傷の防止とか閉じ込め、管理区域境界とか、内部火災溢水による損傷防止、遮へいとかですね。                        |
| 0:34:09 | 建物については、一つの壁であるとかどういうで数多くの要求事項がありますので、一旦いろんな関係者が   |
| 0:34:23 | 関わってると思いますので、そのときに、例えば火災区域で何か変えたときに、他の安全機能に与える影響に変更がないのかとかですね、そういう観点もどういうふうを確認しているのかっていう |
| 0:34:40 | ことをですね、  |
| 0:34:44 | 説明をしていただきたいと思います。  |
| 0:34:47 | で、特にですね、内部火災とか、閉じ込め、それから外部火災もそうなんですけど、これらは相互にですね、  |
| 0:34:59 | 関連してくる。  |
| 0:35:01 | 機能になりますので、特に第5回補正で、階段室の周辺の安全設計についてですね、火災区域の観点から記載されましたんですけどもその他の安全機能                     |
| 0:35:18 | についてもですね、どのように確認をして申請したのかということ。  |
| 0:35:25 | 説明をするようにしてください。  |
| 0:35:28 | 今駆け足に全体を   |
| 0:35:33 | お伝えしたんですけど、具体的にですね、これからどういう確認をしたかっていうのを、もし今日この場で簡単で結構ですけど説明できれば説明をお願いしたいんですけど。           |
| 0:35:49 | 第2加工棟の3階の内壁。   |
| 0:35:53 | これは  |
| 0:35:55 | 壁の位置図で言いますと、   |
| 0:35:59 | 申請書ですね。  |
| 0:36:06 | 100ページ、  |
| 0:36:08 | ですね、その図は1-7-3回拡大図があって、そのですね、ちょうど階段のですね、脇に内の1-34という。                                      |
| 0:36:24 | 記載があります。   |
| 0:36:26 | で、これを例にですね、例えばこの壁を   |
| 0:36:30 | に求められる安全機能について、そのこの申請書の中で、例えばその火災  |
| 0:36:38 | だったらどういうふうに  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:36:41 | 皆さんの社内で確認をしているのか、それから、   |
| 0:36:47 | まあ、閉じ込めであるとか、どういうふうに確認しているのかっていうのはちょっと1例なんですけど、そこをですね、説明していただけますでしょうか。                               |
| 0:37:02 | この場で確認できる範囲で結構ですけど、安全機能ごとにいくつか火災と閉じ込めと。  |
| 0:37:10 | それから、まずはその二つで、   |
| 0:37:15 | 説明いただく。  |
| 0:37:16 | いただけますでしょうか。   |
| 0:37:19 | 原子燃料工業の藤原でございますが、まず今保守ご確認なった部分でございますが、3の34の壁ですね、これは  |
| 0:37:32 | この図でいきますと、この   |
| 0:37:34 | 上側っていうんですかね右側が2種管理区域、左側が、  |
| 0:37:45 | すいません。3の34を境にですね右側が20で左側が第1種管理区域になります。   |
| 0:37:56 | この閉じ込めですね。あと内部火災、あと、溢水、これらにつきましてはですね、基本は管理区域の  |
| 0:38:07 | ベースになってきます。管理区域1種2種の境界にこれらの今三つあけます内容については、境界となるわけでございますが、まず設計とその境界を設定するにあたっては、内部先ほど管理区域をベースにそれぞれの事象で |
| 0:38:26 | 検討していくことになります。   |
| 0:38:28 | 検討にあたってはですね今の自社内今御説明した内容をベースに、まずそれぞれですね、境界明示した上で、メディアとの管理区域の境界ですけど、ベースでやっていきます。                      |
| 0:38:44 | 当然今回ですね縦方向の記載が不十分でございましたので、そこにあたっては検討するんですが、当然関係する部署がございますので、その中で確認した上で明示していることになります。                |
| 0:39:02 | 今御指摘のあった3-34になりますけど、これは例えばですね閉じ込めであれば330ページ、331ページが該当するページでございまして、                                   |
| 0:39:22 | それぞれですね、ちょっとこの図にはですね壁番号が書いてないんですが、強度1種2種の境界になる部分がですねえと、該当する部分がありますけど、色分けされてます。                       |
| 0:39:36 | で、内部火災はですね、168ページと284これ全くおんなじ図でございまして、ちょっとこのずーとがですね、一部168ページの当該の部分っていうのが非常に見にくい状態になっておりまして、          |

|         |   |
|---------|---|
| 0:39:53 | ありますけど、284 ページを同じ図でございますが、これ印字の関係と、こちらは明瞭になっております。  |
| 0:40:01 | 逆に一方ですね、その隣の 33-33 の壁はですね。  |
| 0:40:08 | ちょっと申し訳ないですけど、284 では薄い状態になってて、168 で明示されているというところでございます。                                   |
| 0:40:15 | 内部火災はさらに関係する図がですね、ちょっともう一つありまして 332 ページっていうのがあって、それは火災区域火災区画の図でございますが、                    |
| 0:40:26 | こういった図も確認した上でですね、不整合がないかを各関係者で確認しておるところです。  |
| 0:40:34 | 内部溢水につきましては一つしか出てこないんですけど、今お伝えしましたように一つの壁でもいろいろな事象が関係するところはですね、関係担当者あとチェックするもので確認してございます。 |
| 0:40:54 | はい、原子力規制庁の永井です。   |
| 0:40:57 | 確認するときもちろん整合がとれているっていうのは前提になるんですけど。   |
| 0:41:04 | 基準としてる図面、   |
| 0:41:07 | 火災区域を、  |
| 0:41:09 | これはですね、例えば 168 ページの図は、工事概要図の中に火災区域を   |
| 0:41:19 | これ 3 階ですけども明示して、  |
| 0:41:23 | いるわけなんですけど、   |
| 0:41:25 | まずベースとなる、その火災区域をどういうふうに決めているのかっていう  |
| 0:41:31 | もの。   |
| 0:41:33 | 基準ですね、ここは平面図でもいいんですけど、  |
| 0:41:42 | と 332 ページ。  |
| 0:41:45 | これを、これが許可なんかでも記載があったりして火災区域のきちんと定義があって、それから階段のところの縦穴の区画も今回明示されてこのですね。                     |
| 0:42:01 | 壁が各その境界になっているので、それが各図面に全部反映されているということであればいいんですけど、ちょっと黒くあったんで、私のほうでもまずはこの基準にして、            |
| 0:42:19 | どうぞ。  |
| 0:42:20 | それぞれの図面の火災区域の説明であるとか、   |
| 0:42:25 | 見て  |
| 0:42:27 | 言ってますんで、と同じようにですね。閉じ込めといいますか、管理区域ですと 330 ページの図。   |
| 0:42:38 | これがまずベースにあって管理区域の区分図があって、この境界がそれぞれですね、図面の中で、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:42:49 | 10名。   |
| 0:42:52 | ページ。   |
| 0:42:58 | 階段の区画ですと次の331ページにちょうど色が塗ってありますけれども、これこけて、  |
| 0:43:18 | はい。  |
| 0:43:19 | 原子力規制庁ナガイです。   |
| 0:43:22 | 火災についてはこの332ページの図が基準となって   |
| 0:43:32 | それぞれの爪に展開していると、それから閉じ込めについては330と331ページ、これが第1種管理区域と第2種管理区域の境が                               |
| 0:43:47 | 示されてますので、特にここの二つについてはも安全機能として重要な位置付けになってますので、  |
| 0:43:58 | 特に閉じ込めの境界については火災区域なり火災区画の境界としてきちんと設定されているかというのも含めてですね、再確認をしていただいて、色がわかりづらくプリントの関係というのがあれば、 |
| 0:44:15 | それはそういうことだともかもしれませんが、きちんとした申請書類としてですね、量定分けるのであれば、色がわかるような形で申請をしていただければと思います。               |
| 0:44:31 | その点についてはもう一度よく全体を見ていただくということをお願いします。私のほうで、これお伝えしたのはもう一つですね、                                |
| 0:44:43 | 今日、  |
| 0:44:45 | 安全機能の一覧について記載した。   |
| 0:44:50 | . 2の表1-3-1というのが1000飛んで22ページ。   |
| 0:44:58 | にあります。   |
| 0:45:01 | これは添付の説明書ですので、ここで何か認可を受けるもの。   |
| 0:45:09 | ではないんですけども、非常に有用な情報が数多く含まれています。1022ページには、この安全機能を確認する際の関連図面が記載しているんですが記載されているんですけども、        |
| 0:45:26 | 先ほど、このときの11条の  |
| 0:45:30 | 例えばですね、内部火災の11条の内部火災を見たときに、まず  |
| 0:45:37 | 火災区域がどういうふうを設定しているのか。  |
| 0:45:41 | 火災区域をどういうふうを設定しているのかということの規定した。  |
| 0:45:50 | ずっとずっと上ですね。  |
| 0:45:52 | これは、   |
| 0:45:53 | 先ほどの330。   |
| 0:46:00 | 2ページの図は2-1-5-8。  |



|         |   |
|---------|---|
| 0:46:05 | が、予備込まれていないので、いきなり詳細の図に入ってしまったので、何がどこをどういうふうに設計した火災区域としているのかという、その基本の図が抜けてますので、                   |
| 0:46:22 | そういう形で皆さんが社内で整合性なり確認した図面については、まずは記載していただいてそこに書いた図面番号になりには、少なくともその求められる安全機能については不整合がない。            |
| 0:46:41 | いうことは確認するようにしてください。その上で、相互に関連する安全機能については、その不整合が生じていないことを、あわせてですね、確認をするようにしてください。                  |
| 0:47:10 | 原燃エワラタニでございます。承知いたしました。   |
| 0:47:16 | はい、原子力規制庁ナガイです。   |
| 0:47:19 | それからですね今段階の今回 5 回目の補正で詳細に書かれまして、あの会談の構造については非常によくわかるように断面図もつけていただいたので、                            |
| 0:47:35 | 私としては理解ができるようになってますが、まずは何より事業者の中の関係者が理解して対応する必要があるということ   |
| 0:47:47 | これがまず大事ですので、その後、そういうまずそういうことですので、特に今回ですね詳細図が追加された、その地下ピットとか階段周辺についてはですね、あの求められる安全機能に漏れがないからそれから整合 |
| 0:48:06 | 不整合がなく申請されていることについてはですね、再確認して、今説明した添付説明書の添 2 の表 1-3-1 ですね、これを引用しつつつかここに                           |
| 0:48:22 | 確認をした図面、関連図面、   |
| 0:48:27 | 最終的に建串さして条文ごとの図面でなくても、共通的な横串を刺した図面がその各部位の位置図であるとかは書いてありますので、それぞれのその安全機能に対して何を社内で確認したのかって言うのは、     |
| 0:48:45 | わかるようにしていただいて、そこに書いたものについては確実に  |
| 0:48:53 | 二重丸であるとか、黒丸がしてあるところが赤線になって火災区域なり火災区画の境界であるということが間違いないようになっていると。                                   |
| 0:49:06 | いうことを再確認した上で確認範囲とか確認方法図面番号とかですね、この表の中でクローズしてわかるようにしていただければそれを引用しつつ、各再確認の結果を回答するようにしてください。         |
| 0:50:16 | 申し訳ございません原子燃料工業の藤原でございます。   |
| 0:50:20 | 再確認のほう、承知いたしました。関係する文書ですねそれを再確認   |
| 0:50:28 | といいますか、参考にしてですね確認してその結果は紙面で回答させていただきます。以上原子力規制庁ナガイです。署名を作るというよりは確実に申請書の                           |
| 0:50:45 | その火災区域なり火災区画がきちんと識別されているかという。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:50:51 | ところがポイントになりますので、別に添付なんていうすかね回答書を作るというよりはきちんともう一度確認していただいて確認した。                                  |
| 0:51:04 | 図面についてはですね、先ほどの 1000 飛んで 20。  |
| 0:51:10 | これ例えばですね。   |
| 0:51:13 | 1000 飛んで 22 ページ。  |
| 0:51:19 | ので 1000 飛んで 22 ページのに各条文ごとの関連図面がありますので、ここがですね、図面が飛び飛びになっているので我々もこれを見つけるときに、この情報ヒントで              |
| 0:51:36 | 2 指定条口としてですね、見ているんですけど、例えば火災についてはここに火災区画の図面が引用されてなくて、   |
| 0:51:46 | ないという状況にあるので、皆さんがもしそこを確認したんであるんであれば確認した図面はここに漏れなく記載していただくというのがまず第 1 節でそういう、そこに書いた図面については、       |
| 0:52:03 | 不整合がなく、きちっと色なりですね防護区画が識別されて記載されていることを確認。  |
| 0:52:14 | しっかりして、その結果を報告していくとして、一言報告していただければ、結構です。  |
| 0:52:23 | それから同位置図、その配置図については、セント 1 ページ前の 1000 飛んで 21 の階段のところでしたことですね、ここで図はするの et きちっと言っても、これは、           |
| 0:52:45 | ですね、ローマ数字の 1-9 とかですねいろんな使えるわけがあつてさ、最初に御説明したんですが、  |
| 0:52:56 | ここで図面番号があるのは、一応、  |
| 0:53:00 | その特定する情報ではないかと思うんですけど、これもですねいろんなところに図があつて、見ていくのに非常に中ルールがですね、わからなかったのではとか、明確になっていないので、まずちょっとそこは、 |
| 0:53:19 | 最初にお伝えした通り全体を通して図面番号のとり方の何か考え方があるんならその整理の仕方を  |
| 0:53:28 | 連絡してくださいということですので、別にどんなNo.とらなきゃいけないということはないんですが、間違いのないようにしてくださいということです。                         |
| 0:53:39 | よろしいでしょうか。  |
| 0:53:50 | 原子燃料工業の藤原でございます。  |
| 0:53:53 | ご確認の件承知しました、ちょっとこちらでも確認がしますので、ちょっとナガイさんおっしゃられた一つの回れと、例えば先ほどのあれですよとか、火災区画の図を                     |

|         |   |
|---------|---|
| 0:54:09 | 2-1-5-8、これをベースにですね、それぞれ内部火災のこの 1022 ページに書いている部分っていうのは記載しているわけなんですけど、                                |
| 0:54:21 | その関連付けを明確にしろということでしょうか。   |
| 0:54:27 | はい、原子力規制庁ナガイです。もう見れば、関連する図面がわかるので、皆さんがこの 1022 ページに、前のページまでですね、ずっと第 2 加工棟の各部位の安全機能が                  |
| 0:54:44 | 条文ごとに記載されているので、それを、   |
| 0:54:50 | そこのを確認した図面がどこどこを図面を見て、  |
| 0:54:57 | 関連してるのかという情報をここに書いていただくと単に書くだけじゃなくて、そこに書いたものについては、きちんと社内で確認して保証していただくということです。                       |
| 0:55:11 | ですから、書いてないっていうことは、これはさっきが火災区域にしても書いてないので、その定義の図面は見えてないって言うと言い過ぎなんですけど、ここからは漏れてますよということです。           |
| 0:55:42 | 内壁のですね。   |
| 0:55:44 | 3-34  |
| 0:55:49 | これを照合すると、たまたま何か色の出方が悪かったのかもしれないけれども、違う色になってますよっていう  |
| 0:55:59 | ことでお伝えしているんです。  |
| 0:56:02 | ご理解いただけましたでしょうか。  |
| 0:56:16 | すみません原子燃料工業フジムラです。  |
| 0:56:19 | ちょっと確認したんですけど。  |
| 0:56:22 | ここに図が載ってないので我々が確認してないんじゃないかというご指摘でしょうか。   |
| 0:56:30 | はい、原子力規制庁ナガイです。   |
| 0:56:34 | 確認してないとまでは言ってないんですけど、書いてないということは見たっていうことがわからないということです。  |
| 0:56:51 | すみません。  |
| 0:56:58 | すみません、ちょっとあまりこことこまでこだわるかなんですけど一応我々はこれをベースで例えば 2-1-5-8 をベースにとここに書いているような内部火災であればですね、2-1-1-37 から 45、  |
| 0:57:13 | 作成して確認しているわけであってですね、その段階で最終的にここに書いているマルバツっていうのはこれをベースに 32-1-1-37 から 45 ページに作ったのを確認しているということであってですね。 |

|         |   |
|---------|---|
| 0:57:29 | それがないからと試みてないというわけではないですし、ちょっとそこは資料のつくり込みの問題だと思うんですけど。  |
| 0:57:37 | はい、原子力規制庁ナガイです。そうなんです。資料の図面の番号の作り込みなんです。今みたいに、基本的な火災区域をまず決めて、それに基づいていろんなその詳細の図面に入っていけばいいんですが、                     |
| 0:57:54 | 皆さんの図面の構成がまず詳細図があって、何を基準にその詳細図ができてくるのかという情報がこの図で 1022 ページにも載っていないし、   |
| 0:58:09 | あと、頭のほうから図面番号見ておいても、最後の最後になって、火災区域の定義がですね、図ハ 2-1-5-8 というところに出てくるわけです。   |
| 0:58:22 | ですので、今言った手順がどういう作り方で、この図面番号なりをとっているのかという情報最初にお伝えしたのは、まさにそういうことなんです。かといって今の段階でその順に                                 |
| 0:58:37 | 図面番号並べかえてくださいということではなくて、少なくとも皆さんがそういう順序で見たとあれば、この図の出銭 22 ページの中で、そういうことが見て確認照合確認して何を基準にどうしたのかというのを、                |
| 0:58:56 | わかる情報を、この 1022 ページの表を活用してわかるように記載していただければということでお伝えしてますので、必ずしもここで書けということではありませんけれども、                               |
| 0:59:11 | ほかにつくれればまた作るだけ、関連する図書が増えてしまうので、この安全機能一覧というのはどこを各図面との照合確認ができるように、  |
| 0:59:25 | 関連する情報が記載されておりますので、今御説明のあった内容。  |
| 0:59:32 | が読みとれるだけの情報をこの図を活用していただければいいんじゃないかということで、我々もそういうふうに見るときに、皆さんがどういうふうに作っているのかって言うのを、                                |
| 0:59:45 | 見るときにですね、もう非常に時間がかかってますんで見ていくとさっきのようにたまたま印刷の色が違うのであれば、それはいいんですけども、  |
| 0:59:58 | 黒と赤になってたりとかですね、もういろんな色使いすぎ使っていますので、我々のほうでも詳細にははっきり言って大友うと非常に時間がかかっていて、お三方をですね、効率的に                                |
| 1:00:16 | 見るため効果的に見るためにはどうすればいいかっていうのを私のほうでもいろいろ考えていて、いろんな図面を引っ張ってしながら確認しているので、その情報を、その基本となる図面については、必ず記載するようにしてくださいということです。 |
| 1:00:35 | よろしいでしょうか。  |
| 1:00:43 | 原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。  |
| 1:01:06 | 原子燃料工業の藤原でございます。  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:01:10 | ご指摘の点ですね検討して回答のほうで書かせていただきます。以上です。  |
| 1:01:18 | はい、原子力規制庁ナガイです。これは今、火災は1例ですので、あの閉じ込めもそうだし、そのまま不法侵入それぞれに安全機能の図面が                                     |
| 1:01:34 | 続いておりますので詳細図をつけるのは当然、必要があればどんどん詳細になってくるんですけど、今、藤原さんから御説明のあった通り、何を基準にもしくは許可なり、技術基準の要求事項に基づいて、        |
| 1:01:51 | まず基本となる図面があって、それに基づいてそれぞれの部位だとか、壁の持つ安全機能をどういうふうに、その図面の中で構成しているのかということをもまず説明していただかないと。               |
| 1:02:08 | これは追いかけるときに、例えば図面もねふた開けたままでは、火災区域は、図の   |
| 1:02:15 | 2ですとか、もしくは条文をつければ図の中ですと、そん中の詳細図は図の10-1から10とかね、そういうような中、ルールがあるのであれば、見ていたときにわかるんですけど、中見ていって図面番号が飛び飛びで |
| 1:02:32 | しかも、その基本となる図面が最後のほうに出てきたりしているんで、その構成をどういう順番は別にこだわりませんけれども、わかるように説明してくださいということでこれは火災だけではありません。       |
| 1:02:48 | 全部この中の全部です。その時にここにまず基本図面がどれなのかということがわかれば、そういう形で説明をしていただく方法をひとつお伝えしてるんでそれ以外の方法であっても、                 |
| 1:03:03 | 別に構いませんので、わかるように説明をしてください。  |
| 1:03:13 | 原子燃料工業藤原です。承知しました。  |
| 1:03:18 | はい、原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きましてですね、今回の補正で鉄筋の材料について、変更材料表示ですね。  |
| 1:03:34 | について変更がありましたので、争点について確認させていただきます。具体的には、何ヶ所かあるんですけども、第2加工棟の建物鉄筋で                                     |
| 1:03:50 | ■■■■■ という。  |
| 1:03:55 | 材料を使っていますが、この材料についてですね、建築基準法の第37条、これは建築材料の品質によると、その主要構造部等に使用する建築材料の品質が、                             |
| 1:04:11 | 日本産業企画または日本農林規格に適合するものとされておりまして、これの告示 平12 建告第1446号。   |
| 1:04:27 | によると、   |
| 1:04:29 | これは建て建築物の基礎主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格または日本農林規格及び  |
| 1:04:45 | 品質に関する技術基準を定める件。  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:04:48 | において、その鉄筋においては、JISG-3112 の 1987 年または JISG-3117 番の 1980。   |
| 1:05:03 | 長年バーに適合するものであることとされています。その JISG-3112 の 2020 年バン。  |
| 1:05:16 | 新しい企画ですね位置付けられた■■■■■を用いることについての建築基準法の適合性についての説明をするようにしてください。  |
| 1:05:31 | で、今回の、それから第 5 回補正申請で、その材料規格を■■■■■からですね、変更した鉄筋材料のその選定にあたって、  |
| 1:05:46 | その設計管理のかに係る観点から、どのような体制でどのようにレビューをして、材料規格の変更を承認したのかもあわせて説明をするようにしてください。                                       |
| 1:06:01 | 以上については後日書面で回答するようにしてください。  |
| 1:06:08 | 原子燃料工業ワラタニでございます、承知いたしましたの証明にお送りさせていただきます。以上です。   |
| 1:06:14 | はい、原子力規制庁の永井です。ちょっと補足をしますと、設計段階として、許容力をどういうふうを確認しているのかということですので、材料の手配とか調達ではなくて、                               |
| 1:06:31 | 設計段階の   |
| 1:06:35 | 材料の選定として該当するようにしてください。  |
| 1:06:43 | 原子力工業ワラタニでございます。承知いたしました。   |
| 1:06:50 | 原子力規制庁ナガイです。  |
| 1:07:00 | 原子力規制庁の永井です。原燃工でございます。申し訳ございません。少々お待ちいただいでよろしいでしょうか。  |
| 1:07:20 | 原子燃料工業ワラタニでございます建物鉄筋につきましてですが簡単にですけれども、今回の趣旨を御説明させていただきたいと思えます。先ほどですねご指摘あったそうに聞こえと■■■■■と■■■■■になった後の許容応力の考え方と、 |
| 1:07:37 | っていう観点では、この実質のですね■■■■■をというのがですね、■■■■■ですね。   |
| 1:07:46 | の降伏点を   |
| 1:07:49 | 確保されているものといって、■■■■■をベースにですね、引張強さが結構許容能力のほうを建築基準法で算定するようになってございます。そういう意味でですね、■■■■■という数字が変わらなければ、               |
| 1:08:05 | 耐震計算等でですね用いる影響力のほうは変更ございません。  |
| 1:08:10 | その辺りとですね表記の変更に至った対応ですね、書面での御回答させていただきたいと思えます。以上でございます。  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:08:21 | はい、原子力規制庁ナガイです。今の御説明でもともと ■■■■■ というグレードがあって、その強度の区分が 2 種類あったものが、  |
| 1:08:36 | 今回 2020 年版で変わっているという状況になっているというのはこちらでも確認してますので、その中で、  |
| 1:08:49 | その ■■■■■ というのは、もともと国土交通省の告示の 1446 号で引用する  |
| 1:09:06 | 要件  |
| 1:09:08 | には適合しない材料ですよっていうところからスタートしてます。ですので、この時点の  |
| 1:09:17 | 設計基準である、その告示なりそれを引用している規格とか基準、  |
| 1:09:24 | については、今までの 1987 年版の実数   |
| 1:09:31 | それで許容力とかが決まっておりますので、2020 年版で設計、   |
| 1:09:38 | 段階でですね、使うということが、ああだと申請書の中でですね、 ■■■■■ なのかっていうのもわかりませんし、材料を特定する上でですね。   |
| 1:09:54 | 設計で用いた企画は、  |
| 1:09:58 | その皆さんが適用指針を適用するとしたらいいの 1 規格基準に基づくものであるという形で説明をするようにしてください。  |
| 1:10:14 | 原子燃料工業ワラタニでございます。承知いたしました。  |
| 1:10:18 | 原子力規制庁の永井です。その上で、それを決めたにあたってどういうそのレビューをして、社内でその設計管理をして採用を決定したのかというのを品質管理の観点からもあわせて説明するようにしてください。            |
| 1:10:44 | 変更でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。  |
| 1:11:06 | 原子燃料工業ワラタニでございます。   |
| 1:11:11 | 先ほどプロセス方ですけれども、そうですね  |
| 1:11:14 | 今回ですね、第 4 次設工認そのものは昨年 8 月に申請させていただいておりまして、規則が改正されているということはわかっていたんですけども、これを我々補正を続けさせていただいてる中でですね、5 回目の補正     |
| 1:11:31 | させていただいたのが 4 月の 20 日でございますけれども、4 月の 19 日の時点ですね、旧 JIS の表示が終わると、経過措置期限が終わるということで、こちらに関しましては社内ですね、関係者より集まりまして、 |
| 1:11:51 | 市場で作って使われない規格となってしまうものの記載では補正をするのは、適切ではないだろうということで協力と、そういうところがですね、今までの設計に影響を及ぼさないということを確認した上で、              |
| 1:12:08 | 記載を修正させていただいてますんで、その点、もう少しきちっと説明を記載してですね、書面で回答させていただきたいと思っております。以上でございます。                                   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:12:19 | はい、原子力規制庁ナガイです。特に設計のインプットというか、要求事項が何なんで、それに対して、そこにはない材料を使うという                 |
| 1:12:33 | ことにあたって、どういう社内でレビューをして、その設計変更とか材料の規格、規格の変更を承認したのかということですので、                   |
| 1:12:45 | はい。   |
| 1:12:47 | よくやった事実に基づいて報告をするようにしてください。   |
| 1:13:00 | 原子燃料工業ワラタニでございます。承知いたしました。  |
| 1:13:30 | はい、原子力規制庁ナガイです。続きまして、申請書の 1146 ページからですね添 2 の                                  |
| 1:13:42 | 表   |
| 1:13:44 | 参考の 3 ですね、1-1-1 という。  |
| 1:13:48 | それから、あるというか表ですね、まだですね、  |
| 1:13:54 | 見ていただきたいんですけど、ここには  |
| 1:13:59 | そうですね。  |
| 1:14:04 | どうぞ。  |
| 1:14:05 | これタイトルがですね、それぞれ第一次から第 3 時設工認で申請   |
| 1:14:14 | の時にですね、次回以降申請するとした安全機能に係る設計の適合確認されたするための施設と、その申請時期がまとめられた表があります。これ            |
| 1:14:32 | 通所刈り取り表と呼ばせてもらいますけれども、この表の運用についてですね、  |
| 1:14:42 | 一時から 3 次で次回以降申請すると言っていた次回票とそれから刈り取り表の、その関連とその運用について、                          |
| 1:14:53 | 説明をするようにしてください。団地どういう観点で、今、我々のほうで疑問に思っているかっていうと、例えばその 1148 ページを見ますと、これは第一次申請の |
| 1:15:09 | 輸送容器を搬送コンベヤナンバー 1-1 の使用表。   |
| 1:15:15 | 次回以降、第 2 加工棟で安全機能確認するというふうな記載となっていたものものについて、今回ですね、本申請で第 2 加工棟が                |
| 1:15:33 | 申請されているんですが、第 2 加工棟で適合確認するとしていた安全機能ですね、                                       |
| 1:15:45 | この表では、その第 4 次申請で適用確認すると説明しています。   |
| 1:15:52 | けれども、その申請書  |
| 1:15:56 | の審査申請対象設備としては、これ設備であるとか、他も全部そうなんです、申請の対象として記載されていまして、第一次から第三次の                |



|         |   |
|---------|---|
| 1:16:12 | 申請の建物構築物から設備機器で次回以降申請、すると予定した安全機能をまた4次申請にもし含めて確認を   |
| 1:16:26 | 受けようとしてるのであれば、申請対象施設として記載して、第一次から第三次設工認の  |
| 1:16:36 | その仕様表を更新ぐらいですかね、するようにしてください。  |
| 1:16:43 | で、今回第4次では申請せずに、第5次申請に含めて、申請する場合、いわゆる刈り取る場合は、ここの表をですね、本申請ということではなくて、                       |
| 1:17:00 | 次回以降、申請予定の安全機能として、  |
| 1:17:06 | 記載をする、して不整合のないようにしてください。  |
| 1:17:11 | これはよく検討していただいて、運用の方法も含めて、後日書面で回答のほうをお願いします。   |
| 1:17:27 | 原子燃料工業の岡田です。この  |
| 1:17:32 | 刈取り表のまとめ施工店に表31-1表ですけれども、ここに記載しているですね、適応性を確認するための施設というのは、本申請と書いているところはですね、所第2加工棟示していますんで。 |
| 1:17:50 | 今回申請では、第2加工棟が登場してますので、そういう意味で、管理状況として、審査の第2加工棟が登場していて一部その第2加工棟の附属設備B。                     |
| 1:18:07 | の設計で  |
| 1:18:13 | 確認できる範囲がありますよということを示しているだけでありまして、例えばですね。  |
| 1:18:23 | その表の中の一番上の一次設申請で出てきました輸送容器搬送コンベヤナンバー1-1の  |
| 1:18:36 | その設備側のしょうが何か借りとられるということではなくて、全部しょうと第2加工棟の主要建物側の資料であると。また次の次回以降の申請第5次申請で、                  |
| 1:18:52 | またその建物のみ、除く設備で、   |
| 1:18:58 | 仕様が残っているものがありますのでそういったものも5次で登場しますよということ   |
| 1:19:05 | 最後、第5次申請で出揃ってから、この維持申請で出てきたような接種施設についても最終的にその既往表をオオイ、次表という形で、                             |
| 1:19:23 | 更新するということはもう最後の段階で整理しようと考えています。その途中の段階を懇代用申請で示しておくことも重要なという考えから表は載せている。                   |
| 1:19:39 | 限りでございます。この点につきまして、   |
| 1:19:45 | 1146ページのその票兼に表31の事業の上の  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:19:56 | 本章で 13 行ぐらいのところに、そういった内容のものを書いておまして、  |
| 1:20:02 | 今回当該施設自身の仕様に影響はないため、当該施設は今回申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理していることから、                                       |
| 1:20:19 | 本申請書の最初の別紙のところの頭に当該施設が  |
| 1:20:26 | 登場させないという整理にしております。   |
| 1:20:30 | 以上です。   |
| 1:20:34 | はい、原子力規制庁の永井です。   |
| 1:20:39 | 一番  |
| 1:20:41 | ポイントとしたいのは、   |
| 1:20:45 | もう一つ前のページ、1146 ページからの点に、表 3-1-1 で、  |
| 1:20:55 | この時間表に記載していただく、技術基準に基づく使用に係る申請の段階での管理状況も今御説明のあった通りなんですが、  |
| 1:21:05 | 要はすでに既認可の申請の仕様表を  |
| 1:21:10 | し修正なり刈り取りもしくは設計の取り合いが申請されるときには必ずそのうち認可を受け仕様表を次回以降と書いてあったものを消すなり、                                    |
| 1:21:25 | もしくは新たに今回申請される安全追加して申請される機能であれば追加するなりしてですね、再度認可を受けてくださいということですので、今回はそれをした管理ということではわかりましたけれども、       |
| 1:21:46 | この搬送コンベアですね、1400、1148 ページの輸送容器の搬送コンベヤ   |
| 1:21:55 | No.1-1 は、その次回。  |
| 1:21:59 | 全部の安全機能を申請。   |
| 1:22:02 | するということを全部の安全機能というか次回以降、申請するとして、一次の時にですね次回以降申請するとしていた安全機能を、の対応については次回、皆さんの言葉と追表と言ってますツイ表ですね。        |
| 1:22:21 | 追加の表は使用表。   |
| 1:22:23 | これを、次回、申請して、いわゆる再最終の形として、申請をする。   |
| 1:22:32 | 予定であるということだったでしょうか。   |
| 1:22:39 | 原子燃料工業の岡田です、その整理でしておまして、第 4 次申請の段階。   |
| 1:22:47 | 全部刈り取れば、  |
| 1:22:49 | 代表申請です。きちんと   |
| 1:22:53 | 本文のほうに、当該施設の仕様表乗せるってあの周辺を更新する。  |
| 1:23:00 | 追表で更新するのですけれども、この 1148 ページにもございます通り、一部ですね、存在がごとの施設設計の附属設備の設計がまだのところがありまして、それが残っているというのもこの表で確認できるので。 |

|         |  |
|---------|--|
| 1:23:19 | これがすべてですね、かなり採れる段階で一同にですね、最終段階で使用表更新したほうが  |
| 1:23:30 | 整理が、   |
| 1:23:32 | 洩れ抜けなくできるかなと考えて、そのように、第5次申請ね追表の形で出す予定でいます。   |
| 1:23:40 | 以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。皆さんのお考えはよくわかりましたで1点確認したいんですけど、例えばそうすると1148ページの臨界3.1F1で、              |
| 1:23:56 | 臨界の複数ユニットの臨界安全の申請があって、これは領域とそれから第2加工棟の臨界隔離壁で隔離するという設計が主要表に書いてありますけれども、                   |
| 1:24:13 | 次回以降申請の予定は、この臨界という観点で見ると記載がないので、今回、第2加工棟の臨界の領域図であるとか、                                    |
| 1:24:28 | 臨界隔壁の申請があるんですが、次回、これを申請しようとする、また、リドこの壁でどこの領域についているということをどういうふうに申請書に記載して、                 |
| 1:24:44 | 説明をすると、もしくは認可を受けようとしているのかっていうのは何か考えがあって、   |
| 1:24:53 | その最終の段階まで申請しないということで計画しているのかちょっとどうい  |
| 1:24:59 | う、そのお考えなのかっていうのも含めてですねこうやってると時間がかかるのであれなんですけど、よくそういう点も考えてどういうふうに説明するのがいいかなっていう           |
| 1:25:13 | ことも考えてですね、申請をするようにしてください。全部を最後にするというやり方も多分あると思うんですけども、その際には、必要な情報については適宜また引用するなり、        |
| 1:25:29 | もしくは、改めて添付をすとかですね、必要が出てくることもあるかもしれませんが、さっきも安全機能の一覧の図で言いましたけど、どこの類の壁でどういふふうになってるかっていうのを、  |
| 1:25:47 | 事業者としてどういふふうを確認しているのかっていうのは、申請書の中で皆さんに説明をしていただいく必要がありますので、その辺も含めて、よく検討して今回そういうことであればですね。 |
| 1:26:02 | この表の   |
| 1:26:07 | 本申請と書いてあるのは今回認可を受けることではないんだということが、どこに書いてあるのかっていう、回答をいただければ我々のほうでも、次回申請するんだなということが、       |

|         |  |
|---------|--|
| 1:26:23 | わかるような管理をしている表だという   |
| 1:26:27 | ことで、   |
| 1:26:29 | 理解したいと思いますので、その点だけは申請書の中で誤解を招かないように明確にするようにしてください。   |
| 1:26:45 | 原子燃料工業の岡田です。今回ではないということはずね、この 1146 ページの上の 13 行の記載にもしておりますとともにですなこの   |
| 1:27:00 | 適合性確認の説明書の始まるどころ 962 ページのところにも同じものを書いてありますので、あそこで確認していただくという第 5 実施今回ではないということ                                    |
| 1:27:17 | 当初   |
| 1:27:19 | 口頭で回答しておりましたけども、きちっと文字ということで起こして、あの申請書に書いてありますので、あとですな第 5 次申請ですべて借りるというときにその内容申請で終わって、例えば臨界のところ、                 |
| 1:27:35 | につきましても、対応地震性で   |
| 1:27:41 | この刈り取り表というのが、  |
| 1:27:43 | もう一度ですな。   |
| 1:27:46 | 添付書類 2 の適合確認のところが登場しますのでまずその際に、今度は本申請が第 5 次申請になりますので、それより以前の第 4 次申請のときに、こういう                                     |
| 1:28:01 | 設計の部位については、  |
| 1:28:04 | その第 2 加工棟のほうで確認はとれてますよということはトレースできると思っ<br>てますので、そういった管理はできているということを書面の方で回答してい<br>きたいと思っています。以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。 |
| 1:28:20 | まずは書面で書いていただければ今回の申請対象外ということであれもこれ<br>以上議論しても仮定の話になりますので、  |
| 1:28:31 | 5 次申請、次回以降になると思いますけど際には、技術基準の適合性を十分<br>に説明できるだけの書類なりを説明なりをするようにしてください。   |
| 1:28:45 | この点については以上になります。   |
| 1:28:49 | 原子燃料工業の岡田です、承知いたしました。  |
| 1:30:30 | はい、原子力規制庁ナガイです。それでは  |
| 1:30:35 | ここからはですな、第 2 加工棟の仕様表について一部不明な点がありました<br>ので確認をさせていただきます。  |
| 1:30:54 | 原子力規制庁ナガイです。えっとですな人。   |
| 1:31:00 | 6 点ほど続けてお伝えします。これは申請書といいますと 19 ページの第 2 加<br>工棟の使用  |
| 1:31:10 | になります。   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:31:13 | えーっとですねまず 29 ページ。  |
| 1:31:19 | の  |
| 1:31:22 | ですね。   |
| 1:31:26 | 資料の中に、   |
| 1:31:27 | これ 8000 飛んで 45 番の緊急設備の防火ダンパーは次回以降申請するという   |
| 1:31:38 | 記載がありますのでこれはこのほかにも何ヶ所かあるんですが、ほかのところの安全機能では次回以降申請するという  |
| 1:31:49 | ことにはですね、今ちょうど先ほどの確認しました次回表ですね、これは別途注記の 13 が次回表として呼び出されているんですけど、ここ 2 ではですね、その記載がないんですけども、         |
| 1:32:07 | これはなぜでしょうかということです。それについて確認をしてください。   |
| 1:32:14 | それから、32 ページの   |
| 1:32:17 | 11.3-B3、   |
| 1:32:21 | です。  |
| 1:32:23 | で、これは  |
| 1:32:25 | の注記が 16。   |
| 1:32:28 | 39 ページで説明しているんですけど、そのダクトの貫通部の防火対策については、今回の申請範囲に含まれるのかどうかという事実確認です。                               |
| 1:32:43 | で、ダクト貫通部を建物側として本申請に含める場合は、その部分の構造京都、   |
| 1:32:52 | ですね、材料とか寸法を示すようにしてください。  |
| 1:32:55 | で、ダクト貫通部を次回以降、申請する場合にはその旨を明記してください。特にその設計取り合いとなる気体廃棄設備に含めて、申請する場合の場合もですね、申請の取り合いを明確にするようにしてください。 |
| 1:33:14 | それから次です。35 ページの遮へい壁です。   |
| 1:33:20 | で、これは人設計番号 22.2-B1、  |
| 1:33:26 | になりますんで、ここはですね、  |
| 1:33:32 | 壁、屋根により外部放射線を低減すると、簡単に書いてあるんですけども、技術基準規則の 22 条 2 項の要求事項に対して、放射線業務従事者等の                           |
| 1:33:47 | この放射線障害を防止する設計であることがわかるような記載としてください。   |
| 1:33:55 | それから 37 ページの通信連絡設備の 25.1F1 それから別表は 2-1-10、これは 55 ページの記載では、                                       |
| 1:34:10 | 今回申請対象とする設備の範囲を特定今まで聞いていません。   |
| 1:34:18 | 申請対象数する設備の   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:34:23 | 1 配置ですね、については、ドーズD-2-1-2-1 からずっとリード 2-1-2-5。                                     |
| 1:34:32 | ここに配置図があるんですけど、ここにですね設備番号を記入するなどですね工夫していただいて、どういう繋がりがあるのかということを書いていただくと。         |
| 1:34:47 | 今回申請対象範囲の設備が明確になると思いますんでそれ以外の方法でも構いませんけれども、いずれにしても申請対象とする設備の範囲を特定するように、          |
| 1:35:04 | がわかるようにしてください。   |
| 1:35:08 | それから、37 ページの同じく通信連絡設備の仕様表 25.1F1、  |
| 1:35:17 | それから、  |
| 1:35:20 | と同じですね、別表のハ-2-1-10-55 ページの記載では、今回申請対象とする設備の機能とか、それから性能に係る                        |
| 1:35:33 | 安全機能の申請範囲も特定できませんで、  |
| 1:35:38 | 100715 ページの釣り荷の 1-9 図からから 717 ページの図B2-1-12。                                      |
| 1:35:48 | の系統図があるんですけども、ここに申請対象といいますか各設備の番号を記入して申請対象設備がわかるような記載としてください。                    |
| 1:36:04 | 自動火災報知設備についても同様に設備番号を記載するようにしてください。  |
| 1:36:12 | この通信連絡設備についてはの図を見ていただければわかると思いますけれどもなり申請書のを見ていただくと、設備番号ですね、同じ名前がたくさん取ってます。       |
| 1:36:28 | しかも申請対象が、今回の申請範囲とそれから次回以降申請範囲が混在していてですね、その系統図Ⅱなりで、                               |
| 1:36:41 | ちょっと照合はですね提起、まあ、ゆっくりと非常に時間をかけてやればできなくはないのかもしれませんが、容易に識別できるように、番号入れていただくというような工夫を |
| 1:36:56 | してください。  |
| 1:36:59 | それから、以上ですね。  |
| 1:37:03 | の点については部文書で回答いただくとともに、   |
| 1:37:10 | 必要な補正をするようにしてください。   |
| 1:37:23 | 原子燃料工業の鹿目でございます。   |
| 1:37:28 | まず先ほどをしてコメント。  |
| 1:37:32 | ございました。  |
| 1:37:34 | 防火ダンパーの次回以降申請するの後の注記の件なんですけれどもこちらちょっと注記  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:37:41 | 番号ないんですけども実際にはですねえと                                     |
| 1:37:47 | 10、   |
| 1:37:50 | 失礼しました。   |
| 1:37:53 | 53 ページの   |
| 1:37:56 | 次回以降申請により適合性を確認する範囲をこの別表ハ-2-1-10                        |
| 1:38:02 | そうですね。ええとしたから、  |
| 1:38:05 | 2 番目のところにですね、防火ダンパ、次回以降起こること。                           |
| 1:38:10 | こちらのほうに明確化しているという状況でございます。以上です。                         |
| 1:38:20 | はい。   |
| 1:38:21 | そうですね、ですから、1013 ですね、これは何を意図して、                          |
| 1:38:33 | 記載しているんですかって言うまあ確認ですよ。                                  |
| 1:38:38 | 他ずっと見ていったらあったんですけど、なくていいものならなくてもいいのかもしれないし、             |
| 1:38:44 | 皆さんの考え方なり、その中期のとり方。                                     |
| 1:38:49 | これをちょっと確認したかったんで、書面で回答いただければと思います。                      |
| 1:38:58 | 原子燃料工業鹿目です。書面での回答ということで承知いたしました。                        |
| 1:39:06 | 原燃工の井上でございます。   |
| 1:39:08 | 2 点目のダクト貫通部の申請の件ですけれど、ダクト貫通部の防火対策は今回の申請でございます。          |
| 1:39:18 | ダクト貫通部の構造強度につきましてはまず注記期 16 の防火、特定防火設備ってというのが、構造になります。また |
| 1:39:28 | ダクト貫通部のシール施行につきましては、使用表の中に書いてあるモルタルその他の                 |
| 1:39:36 | 不燃物で埋めるって、閉止するというのが、構造強度のところの記述になります。                   |
| 1:39:43 | ダクト貫通部については以上でございます。                                    |
| 1:39:49 | 原子力規制庁ナガイです。  |
| 1:39:55 | この 11.3。  |
| 1:39:59 | —B3 というのは、  |
| 1:40:03 | たとえものの、   |
| 1:40:06 | 壁の  |
| 1:40:12 | 貫通部。  |
| 1:40:14 | ということなんですか。   |
| 1:40:16 | でダクトの貫通部には、   |
| 1:40:21 | どこかにダンパーが   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:40:26 | あってですね、そこを指しているのではなくて、   |
| 1:40:30 | 建物の壁とダクトの間の隙間って、   |
| 1:40:36 | 埋めるっていう、そういうことを  |
| 1:40:39 | この注記の 16 で書いてあるんでしょうか。   |
| 1:40:46 | 原燃工井上でございます。注記の 16 は、あのダクトのことをごさいますて、使用方法の中に貫通するところの処置の方法については、手法の中で書いているというかですね。モルタルで埋めるという 1 人の方を変えておりまして、 |
| 1:41:02 | 第 2 加工棟のほうとしてはその 1 人の方。  |
| 1:41:05 | 及び、まずそれがメインということになります。以上でございます。  |
| 1:41:11 | 原子力規制庁の永井です。建物の貫通部については、火災区域の強化も兼ねていると思いますので、いわゆる  |
| 1:41:25 | 負圧特に負圧を維持する気排の各種設備ですね。   |
| 1:41:29 | これのダクトそのものの  |
| 1:41:33 | 申請が注記 16 で、  |
| 1:41:36 | 特定防火設備を設けるっていう   |
| 1:41:40 | ことを  |
| 1:41:42 | 記載してると思ってたんですけど、そういうことであれば、これは本文の  |
| 1:41:50 | 11.3 の B さんが今回の申請範囲なので、  |
| 1:41:55 | 中期 16 も次回以降申請って書かなければこの特定防火設備を設けるというのが今回の申請範囲等々、   |
| 1:42:06 | 何ですかっていう確認になってなんですけど。  |
| 1:42:20 | 原子燃料工業です少々お待ちください。   |
| 1:42:53 | 原子燃料工業の鹿目でございます。お待たせいたしました。ええと先ほどの注記 16 につきましては、だことが貫通してるところのたくとも中身の話。                                       |
| 1:43:08 | ございまして特定防火設備、  |
| 1:43:11 | こちらすなわち防火ダンパになりますんで、火災区域の境界を放火ダンパーで囲って火災域区画を設けるということにつきましては、   |
| 1:43:29 | 第 2 加工棟の仕様表の 29 ページ。   |
| 1:43:32 | 11.3-B2 のほうで防火ダンパーで  |
| 1:43:39 | 境界を構成する旨書いておりまして、先ほどのコメントとも関連しますが、防火ダンパは次回以降申請すると。   |
| 1:43:49 | 最後に記載させていただいております。以上です。  |
| 1:43:54 | 原子力規制庁の永井です。の関連するところを何ヶ所か見れば理解はできるんであればその旨、説明していただきければよろしいかと思っておりますけど、設計番号をそれぞれとっているんで、                      |



|         |   |
|---------|---|
| 1:44:11 | 今回申請範囲で買うか次回以降申請なのかっていうのは何か注記に飛ばしてしまうと、またわかりづらくなっているというのと、もともとですね、この 11. 仕様表の |
| 1:44:28 | だくと貫通部の   |
| 1:44:32 | 11  |
| 1:44:36 | 3-B3、   |
| 1:44:41 | の言葉がですね。  |
| 1:44:45 | さっきちょうど見た図。   |
| 1:44:48 | 168 ページの  |
| 1:44:50 | 火災区域の境界の図面があるんですけど。   |
| 1:44:55 | この中にですね。  |
| 1:44:59 | これ工事が工事の図面なんですけど。   |
| 1:45:04 | ちょうど貫通部のは 3 種類記載があって、   |
| 1:45:08 | 緑色がダクトの貫通部で赤いのが入って配線の緑赤塚大体ですね、これが配線の貫通部でグレーで示されている廃炉ですね。                      |
| 1:45:24 | これが配管の貫通部ということで、図面を見ると、この 3 種類あるわけなんです。一方で先ほどの 11.3、B、                        |
| 1:45:38 | 1 に、  |
| 1:45:41 | Bさんですね。   |
| 1:45:43 | これ 32 ページの  |
| 1:45:47 | 設計を見ると、   |
| 1:45:49 | ダクトという言葉が多分今の説明だと配管に含まれているということなんですけど、そこら辺でですね一貫性がないし、中期のダクトについても、            |
| 1:46:05 | 次回以降申請するのに、何でその隙間は今回埋められるんですかっていう。  |
| 1:46:12 | 確認にもなります。   |
| 1:46:14 | ですからまずどこまでどういうふうに、その申請するのかっていうことがわかるようにですね、していただきたいっていうのは事実確認の趣旨でございます。       |
| 1:46:29 | よろしいでしょうか。  |
| 1:46:35 | 原子燃料工業の鹿目でございます。ご指摘の通りですね、第 2 加工棟の仕様表の、こちらの配管、                                |
| 1:46:46 | 貫通するとし、   |
| 1:46:49 | ところの処置処置ですねモルタルその他の不燃材料で施工すると。  |
| 1:46:53 | ということにつきましてこちらの配管にはですねダクトを含んででございます。  |
| 1:47:03 | それからですね 165 ページからの  |
| 1:47:09 | ところに  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:47:11 | 浅井区域の工事概要図につきましては、こちら   |
| 1:47:19 | こちらはですね、配管と宅等につきましては次回以降、   |
| 1:47:26 | 先ほどのところで次回に送っている防火ダンパを設置するところをちょっと明確化するために、このずれは書き分けておりますが、仕様表では、配管とさせていたでいてるところになります。今申し上げた内容につきまして書面にてまた、 |
| 1:47:44 | 整理して回答させていただきたいと思います。はい。以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。こうやって事実確認を一つずつ積み上げていくと、皆さんの申請の意図がだんだんわかってくるわけですけど。              |
| 1:48:00 | そんな今年なくても仕様表で配管とダクトをその設計の進捗が違うんであれば、図面と同じように、配管については今回申請でこうするダクトについては、こういう設計をするとただそこは次回以降申請だっというのが、         |
| 1:48:19 | わかるような記載にしていだかないといった今回申請しているのか、次回申請としているのかというのが、特にこの 11.3 のB3の中で不明ですで次回表で、                                  |
| 1:48:34 | その 11.3-B3 は、今回全部申請対象に記載がないとですね、全部申請して事するというふうに我々のほうで理解して本当にそれでいいんだらうかっていう疑問から                              |
| 1:48:53 | 確認をしているわけで、そのところはちゃんと今回申請範囲と、次回以降申請は明確に仕様表の中、もしくはそれにひもづくですね、図面のほうでもいいですし、                                   |
| 1:49:08 | 次回表のほうでもいいですけども、  |
| 1:49:13 | わかるように、指定申請反映を分割するんであれば、申請範囲を特定するようにしてください。   |
| 1:49:38 | そして航空機でございます。少々お待ちいただいてもよろしいでしょうか。  |
| 1:50:16 | 原燃工の井上でございます。今の件、後日書面の方できちんと説明するようにいたします。以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。もちろん書面での回答はしていただくんですが、申請書の中で、                  |
| 1:50:32 | 読めるとこういうふうにちゃんと読めるんだというところを説明していただかないとやっぱ排気図面のほうでは配管とダクトを使い分けてますから、当然その仕様表の中でも排管とダクトの設計の思想なり工事の進捗が          |
| 1:50:49 | 違うと言うんであれば、ダクトについては次回以降であるということを明確にダクトの貫通部と言えいいのか、それはわかるような形での記載を、  |
| 1:51:06 | してくださいということです。  |
| 1:51:15 | 原燃工の井上でございます。始めの方で説明するいたします。承知いたしました。   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:51:22 | はい、原子力規制庁ナガイです。書面で説明の場合には、申請書のどこにこう<br>いうふうに書いてあったからこうやってええと思うんだということで必ずあの申<br>請書の記載を引用しながら説明をするようにしてください。 |
| 1:51:42 | 原燃工、井上でございます。承知いたしました。   |
| 1:51:48 | はい、原子力規制庁の永井です。それではですね、すみません、原燃工の井<br>上でございます。もう1件なんですけれど。   |
| 1:51:57 | 通信連絡設備についてでございますけれど、通信連絡設備代4時設工認で<br>は、第2加工棟の放送設備、すべてを対象としております。   |
| 1:52:11 | 図11-2-121か図11-2-12以降に出てすべてを対象としております。  |
| 1:52:21 | 第5次設工認方来るものは、  |
| 1:52:24 | 所ない建物相互間の構造設備を総機能ということで考えております。その後で<br>強い方。  |
| 1:52:35 | 2は説明しとると思ってるんですけど、ちょっと言葉がずっとあるかもしれま<br>せんので市民の方できちんと説明するようにいたします。以上でございます。                                 |
| 1:52:45 | 原子力規制庁の永井です。具体的に確認をしますけど。  |
| 1:52:53 | ずーっと通信連絡設備については、   |
| 1:52:57 | 715ページの図り2の1-9ですね放送設備、それから、716ページのこれは<br>所内の電話、携帯電話の固定。  |
| 1:53:14 | 電話の通信で。  |
| 1:53:16 | 連絡設備があって、  |
| 1:53:18 | で、ここで第2と第5の廃棄物管理棟のそれぞれの機器が太い線で書いてあ<br>る、ありますが、これがまず何番の設備番号とっているのかで、  |
| 1:53:35 | 次回以降、次回表に次回以降来るという通信連絡設備が似たような番号が沢<br>山あってですね、どこがどのすうその管理番号の機器なのかというのを明確に<br>してくださいということです。                |
| 1:53:52 | で、この通信連絡設備はしかも相互にいろいろ絡み合って番号がそれぞれに<br>とられていて、どこどこがどうなってるのかっていうのがわからないので、添付<br>の説明ん中書面での説明というよりは、           |
| 1:54:10 | この中で何番の設備かっていうのを特定するようにしてくださいということ<br>です。これは時間表との兼ね合いもあってですね、通信連絡設備の                                       |
| 1:54:23 | 次回表がですね。   |
| 1:54:25 | 申請書ですと、第2加工棟の後ろについてまして、  |
| 1:54:33 | ですね、これは、   |
| 1:54:37 | 55ページの通信連絡設備の  |
| 1:54:42 | ちょうど25.1-F1でええですね。   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:54:48 | 技術基準に基づく使用の中にも 8007 番の発生 7-23457、  |
| 1:54:58 | 15、21 とかですれずと連続して書いてあって、それは次回以降申請範囲が右側に適用性を確認するための施設として、やはり同じような番号があるんですけど、どこの設備がどういうふうに対応しているのかというのが、 |
| 1:55:17 | わかりませんので、申請書の中で明確にしてくださいということです。   |
| 1:55:31 | 原燃工の井上でございます。  |
| 1:55:36 | 対象設備につきましては、   |
| 1:55:40 | 一対一の対応できておりますのでその旨、  |
| 1:55:44 | 書面のほうで説明するようにいたします。  |
| 1:55:47 | 以上でございます。  |
| 1:55:49 | はい、原子力規制庁ナガイです。  |
| 1:55:52 | いろんなやり方あると思うんですけども、申請書の中に書いてあれば、別にこういう面談での事実確認も必要ないし、  |
| 1:56:04 | ということをよく理解して、なぜこういうことを確認しているかっていう趣旨を社内によく理解した上で申請書をつくり込んでいただきたいと思いますので、                                |
| 1:56:20 | いずれですね、ここに   |
| 1:56:22 | 書面の回答を確認してからまた不明な点があれば、再度確認したいと思います。   |
| 1:56:35 | 原燃工の井上でございます。承知いたしました正面の方できちんと説明いたします。   |
| 1:56:41 | はい、原子力規制庁ナガイです。それから 600 次いきます。685 ページの   |
| 1:56:50 | 表 112-1。   |
| 1:56:54 | です。  |
| 1:56:55 | で、これは、   |
| 1:57:18 | 原子力規制庁の永井です。すみません、ページ数で言うと、685 ページの  |
| 1:57:24 | これは建物附属設備で表裏の 2-1。ですので、これはですね、1 で 8007-9 とか 8009-9   |
| 1:57:42 | 8000 飛んで 29-2。   |
| 1:57:45 | 8029-3 が表中の火災感知設備やその緊急設備に含まれていると。  |
| 1:57:57 | 記載していますが、この及び用時申請の対象機器として、申請されておられません。これは 6 ページから 7 ページまでです。   |
| 1:58:11 | この理由を説明をしていただきたいと思います、   |
| 1:58:17 | 私のほうで 894 ページの添付 1 表 2 の備考欄の説明を読むと、これらの設備番号は仮移設するために、個別の   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:58:33 | その設備番号とって、この本、5本申請すね用地申請で復旧工事を行うために再度その別の管理番号をとっているような記載になっているんですけども、それそういう。                    |
| 1:58:50 | 趣旨で、一つの設備に設備バンを二つとっているのでしょうかということですので、仮移設等復旧工事を行う設備が本当に同じなんでしょうか。何で管理番号を二つとる必要があるのかということで、      |
| 1:59:09 | もし私の理解が違えばこういう趣旨ですという説明をしてください。これも後日書面で回答してください。  |
| 1:59:22 | 原子燃料工業の岡田です。その685ページにその   |
| 1:59:28 | 登場してます四つの2番をこれ仮移設第二次申請で仮移設ということで、第二次申請の段階で開設するためにですね、その代わりにするという目的で、管理番号を取って識別ということで管理するという意味で、 |
| 1:59:48 | つけておりましたそれでそれについてはですね仮移設ということで、本説ではないので、適合確認は仮接岸段階で受けないということで、                                  |
| 2:00:03 | 番号  |
| 2:00:05 | では最終的な適用がここに置けないということで、本日のときに、管理番号を   |
| 2:00:16 | 改めて取った上でそちらが最終的な適合確認のための管理バンをということで整理しておりますてこうおっしゃってました通り、ページ894の備考欄にですね、そういうものを書いてますと、         |
| 2:00:32 | いう整理しておりますて   |
| 2:00:36 | 今回申請します。  |
| 2:00:44 | 通信連絡設備の火災感知器緊急設備等をですね、その中に、   |
| 2:00:50 | その第二次申請でそのか隣接したものが、第2加工棟3階の1部でして、   |
| 2:01:01 | 今回、代表申請でそういった火災感知設備等は誰かごとの下から4階まですべてに出してありますのでその一部を   |
| 2:01:14 | もうここでその本設のための適用を確認を受けるための管理番号ということで、  |
| 2:01:22 | バンをとっているという。  |
| 2:01:24 | 整理にしておりますて、その代わり移設の番号について、  |
| 2:01:30 | ていうのを、  |
| 2:01:36 | ちょっと系統が違うので。その整理表の添付書類1の表の2の中でもですね907ページのほうに係る隣接するものはすべてまとめておりますてその中でも備考のほうで、                   |
| 2:01:52 | 家隣接する盤謄本設するときの番号ですね、そういったものがきちんとリンクづけされているということは、追えるようにしてますんで、それで、                              |

|         |  |
|---------|--|
| 2:02:07 | 戻りますけどそのページ 685 に改定の内容はですね、申請書の頭のページ 6 の   |
| 2:02:19 | 中の   |
| 2:02:21 | 表の外の中のほうにですね、(2)ということで、  |
| 2:02:26 | 記載しております、  |
| 2:02:28 | 仮移設したのも含めて本申請で、当該施設ですね、5 ページ、すいません 7 ページの表の欄外ですね。  |
| 2:02:41 | の記載。   |
| 2:02:43 | 旧〇ー(2)ということで、どれに該当するかというと 6 ページのスピーカー  |
| 2:02:51 | 自動火災報知設備、非常用照明誘導と、それらが対象であるということで、本部にも込めて、その本設する部門は認可を受けようとする範囲ですということで整理して明確になっていると考えています。以上です。 |
| 2:03:15 | 原子力規制庁の永井です。そうすると、いくつか念のための確認なんですけど、要は仮設置の工事のための番号があつて、復旧のための                                    |
| 2:03:29 | として、やはり設備として番号取り直している一方で、多分ここの中ではすべての意識の中には幾つかあるんだけど、それ以外のも含めて、                                  |
| 2:03:45 | 新しい番号で全部   |
| 2:03:47 | 意識、これは使用表とか、   |
| 2:03:51 | メルトに 27 ことが幾つかあるわけですけど、  |
| 2:03:57 | 新しい番号で全部   |
| 2:04:00 | 含めて、   |
| 2:04:02 | 今回申請し直してるというか申請してるということでいいんですか。  |
| 2:04:11 | 原子燃料工業の岡田です。その通りでの理解で  |
| 2:04:16 | 整理しております。  |
| 2:04:27 | はい、原子力規制庁の永井です。いろいろなやり方があるんで絶対っていうのはないんですけど、仮移設するときとまたを復旧するときでセイキ同じ設備であるのに、何か番号が違つと。             |
| 2:04:42 | 非常に混乱するので、確認したわけですがけれども、これが廃棄する仮移設というか廃棄して、復旧するときに新しいものでは番号を取り直しているというなら、                        |
| 2:04:58 | 何かわかりやすいんですけども、  |
| 2:05:03 | 同じもので、二つ番号とっているということ。  |
| 2:05:08 | であれば、こういう記載になるのかなっていうのは今、説明を聞いて理解はしましたけど、わかりやすい記載に努めていただく。                                       |
| 2:05:19 | ということしか言えないんですけど、  |

|         |  |
|---------|--|
| 2:05:23 | 間違いのないようにしてくださいということです。  |
| 2:05:27 | よろしいですか。   |
| 2:05:31 | 原子燃料工業の岡田です。承知いたしました、漏れ抜けないように、管理していきたいと思います。                                    |
| 2:05:39 | 原子力規制庁の永井です。それで、次の点なんですけど、71 ページG  |
| 2:05:48 | なりますんで。  |
| 2:05:50 | これも通信連絡設備、   |
| 2:05:55 | あるんですが、  |
| 2:06:10 | すみませんページ数が違いましたですかね。ちょっとページ数飛ばして確認したい点お伝えしますんで、潜航申請したその一時から3時の設工認申請て             |
| 2:06:28 | 第2加工棟の申請時に適応を確認するとしていた、その所内通信連絡設備やその自動火災報知設備の機能性能について、                           |
| 2:06:41 | についてですねかかる安全機能について、  |
| 2:06:46 | どういうふうに申請して認可を受ける計画なのかというのを説明してください。先ほど系統図とか、                                    |
| 2:06:56 | 通信連絡設備のですね。  |
| 2:07:00 | 系統図にバンを入れてくださいと言ったのは、既認可との取り合いもあるので、確認したんですが、特に所内通信連絡設備の                         |
| 2:07:14 | この8007から8007-14と数が多くて、これがそれぞれその既認可であったり次回以降であったり、もしくは今回申請するということで分割申請する機器の配置だとか、 |
| 2:07:30 | 性能ですね、建屋間の通信連絡を含めて含む安全機能について、その本今回の申請範囲についてですね、先ほど見た釣り荷の1-2-1から                  |
| 2:07:46 | 刷りの1-2-5ですね。   |
| 2:07:50 | それから通じ2-1-19釣り荷の1-10。それと、添付1.1の表に、これは888ページですね、その他申請書内の関連図面を用いて説明をしてください。        |
| 2:08:07 | 先ほどの第2加工棟の申請範囲と合わせてですね、今度、   |
| 2:08:14 | 先行申請とか、そこは次回以降との取り合いもあわせて説明をするようにしてください。   |
| 2:08:25 | 最初の最初というか、先ほど確認した先行申請した設備等の取り合いになるんですが、一次から3次の設工認で先行申請した。                        |
| 2:08:40 | その第1加工棟や第2加工棟内の設備機器について、その4次設工認の対象機器として、申請されていないというのは、先ほど確認しましたけれども、それについてはですね。  |

|         |   |
|---------|---|
| 2:08:56 | 先ほどもお伝えしましたがこの通信連絡設備も含めてどういうふうに、その借りとるのか、適合を確認するために申請をするのかというところを                         |
| 2:09:10 | 通信連絡設備についてもあわせて説明をするようにしてください。  |
| 2:09:17 | 以上の点については後日書面で回答するようにしてください。  |
| 2:09:30 | 原燃工井上でございます。今一次、三次のお話の件でございますけれど後日書面で   |
| 2:09:37 | 回答するようにいたします。承知いたしました。  |
| 2:09:48 | 規制庁専門検査部門をシミズと申します。次といいますか違う話なんですけども、コメント整理表のほうに戻らせてください。                                 |
| 2:10:05 | 10-21。  |
| 2:10:10 | これは避雷針の検査の方法として、御社ではJIS-A4201の  |
| 2:10:20 | 1992にある通り接地抵抗をはかるとしているものに対して、2003年版が最新だから、2003とするのが適切ではないかとしてきたことに対して、                    |
| 2:10:35 | 御社からは、消防や国土交通省の文章を補足資料としてつけていただいて、同様のものではあるので、1992で適合確認すると。                               |
| 2:10:51 | というような回答をいただいています。  |
| 2:10:54 | で恐らくはもう過去には過去の規格に合う通りニース1回設置したものだからこういうご回答なのかなというふうに思っているんですけども。                          |
| 2:11:09 | 改めてこれは測定値接地抵抗の測定はされるのでしょうか。   |
| 2:11:16 | まず先にちょっと確認させてください。  |
| 2:11:23 | 原燃工の井上でございます。設置の記録で記録確認とする予定でございます。   |
| 2:11:33 | わかりました。改めて測定数やって記録確認であるのでこのような説明をされたということで承知いたしました。                                       |
| 2:12:08 | お待ちください。  |
| 2:12:32 | 規制庁早川ですけれども、今のお話ですと、既設の記録で確認するということで1992年版を使うということは理解はしましたけれども、まずそれが今の検査方法の内容でそこが読めるかどうか。 |
| 2:12:51 | そこがまず1点と、逆に既設の記録で問題ない、要するに今回諮らなくていい理由ですね、そこを  |
| 2:13:04 | 回答いただければと思います。  |
| 2:13:12 | 原燃工の井上でございます。書面の方で回答するのでございます。承知いたしました。   |
| 2:13:21 | すみません、現在この辺でございます。検査方法につきましては、第2加工棟の検査の方法の  |



|         |  |
|---------|--|
| 2:13:28 | 既設のところ、  |
| 2:13:32 | ちょっと、ちょっとお待ちください。  |
| 2:14:05 | 得ます。   |
| 2:14:06 | 原燃工の井上でございます。検層方法につきましては、367 ページの避雷針の行に書いております。  |
| 2:14:13 | それが妥当かというのが表面のほうで回答するようにいたします。以上でございます。  |
| 2:14:23 | それからですけれども、よろしく願いいたします。  |
| 2:14:29 | はい、原子力規制庁の永井です。ちょっとくどいように申し訳ありません二つ、2 点お伝えします。先ほど確認したい。後日書面で回答ということで、通信連絡設備が多数申請されていて、 |
| 2:14:46 | その先行申請したものを今回申請するもの、その次回申請以降申請するものの系統図があるんですけど、書面で回答いただく際には、その中に必ず                     |
| 2:15:02 | 該当する管理番号を入れた上で、書面の方では、その図面の中できちんと管理番号はわかるようにした上で説明をするようにしてください。                        |
| 2:15:16 | これは非常用設備についても、緊急設備ですかについても同じですので、必ず含めるようにしてください。                                       |
| 2:15:26 | それと 2 点目ですけれども、今日は主に第 2 加工棟について、事実確認したんですけど、回答をいただくときには、第 5 廃棄物貯蔵棟についても相当する規定は、        |
| 2:15:42 | 同じ事実確認になりますので、必ず回答のほうには第 5 廃棄物貯蔵棟はこれこれだっというのには必ず回答するようにしてください。以上です。                    |
| 2:16:03 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして承知いたしました。  |
| 2:16:14 | 原子力規制庁の永井です。本日予定した事実確認は以上になりますが、全体を通して何か再確認等ありましたらお願いします。                              |
| 2:16:31 | 原子燃料工業藤原でございます。特にございません。   |
| 2:16:37 | はい、原子力規制庁の永井です。それでは本日面談は以上で終了します。お疲れ様でした。  |